

委員からの主な質問と意見

進捗状況等について

- Q 委員 登録量は現在も増えているか？
- A JESCO 増えています、登録したものは受入・処理をします。
- Q 委員 北海道事業所への受入登録期限はいつになるのか円卓会議で報告して欲しい。



日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程について

- Q 委員 津波の浸水想定は、室蘭港からの波だけでなく、太平洋からの波も考慮して欲しい。

JESCOによるPCB廃棄物の今後の処理方針について

- Q 委員 仮に西日本から受けるとなれば、(心配なのは輸送時の事故であり)これまでに輸送時のトラブルはどのぐらいあったか。
- A JESCO 収集運搬中のトラブルは軽微な交通事故が3件(対向車のはみ出しが1件、後続車による追突が2件)。
- Q 委員 西日本エリアの受入終了後に、新たに発見されると見込まれる量は少量との説明であったが、本当に少量か疑念がある。
- A 環境省 各エリアにおいて徹底的に掘り起こしを行っており、廃屋や納屋などから偶発的に出てくるもののみと想定している。
- Q 委員 PCB製造量も含め、処分の必要な処理量の全体像を明らかにし、処理計画をしっかりと作ってほしい。
- Q 委員 国は地域に対してしっかりと説明し、令和7年度末の処理期限は守ってほしい。
- Q 委員 JESCOは(高濃度PCB廃棄物の処理に対する)ノウハウをしっかりと持っているの、少くもエリアが広がったからといって問題はない。
- Q 委員 PCB処理は誰かがしなくてはならない。室蘭で前向きにやって欲しい。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
変圧器・コンデンサー等	処分期間	計画的処理完了期限	事業終了準備期間		
安定器及び汚染物等	処分期間		計画的処理完了期限	事業終了準備期間	

処分期間	計画的処理完了期限	事業終了準備期間
計画的処理完了期限の1年前までとして定義され、この期間内のJESCOとの委託契約がPCB特措法で義務づけられています。	保管事業者がJESCOに対し、処理委託を行う期限です。	新たに生じる廃棄物の処理や処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間を勘案した期間です。各事業における処理対象物の処理完遂に向けて、今後の処理の見通しを踏まえ、事業終了準備期間も活用して処理を実施することとなりました。

PCB 廃棄物処理事業に関するお問い合わせ

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所
 〒050-0087 室蘭市仲町14番7
 電話：0143-22-3111 (代表)
 FAX：0143-22-3001

←ウェブサイトはこちら

PCB処理情報センター
 〒050-0001 室蘭市御崎町1丁目9番地8
 電話：0143-23-7015
 開館日：月～金 9:00～16:30 (土日祝・年末年始休館)

北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議に関するお問い合わせ

北海道 環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課
 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 E-mail: kansei.kanhai1@pref.hokkaido.lg.jp 電話：011-231-4111 (内線24-325)
 FAX: 011-232-4970

←ウェブサイトはこちら

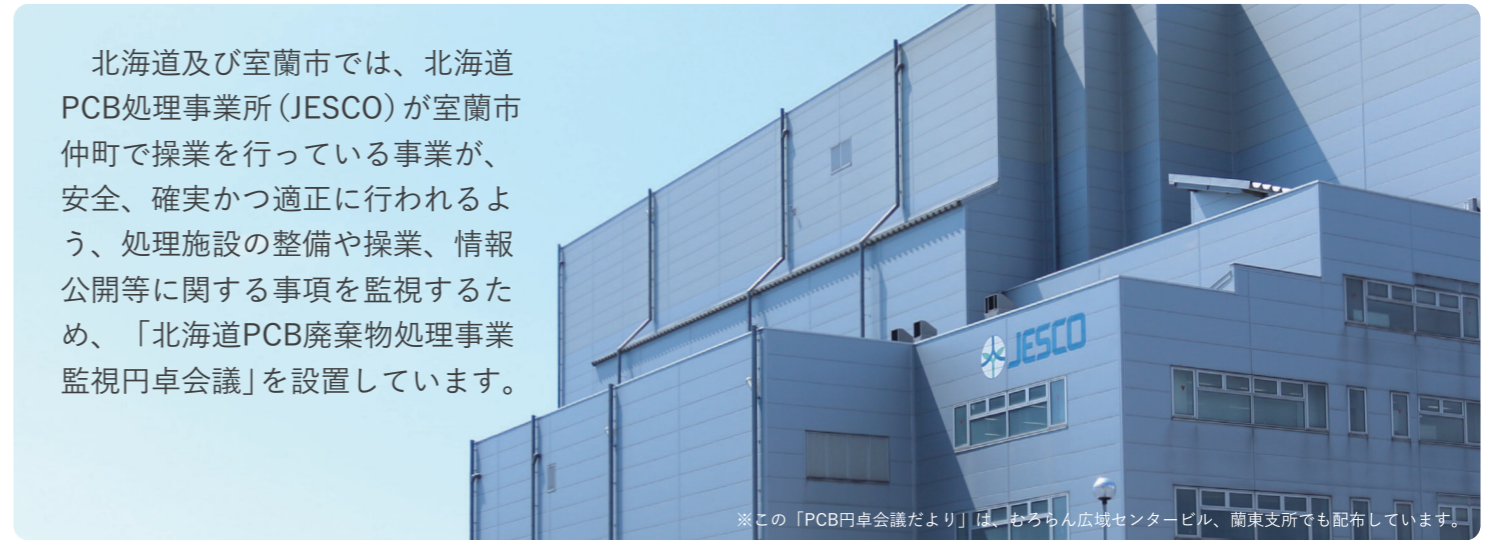
室蘭市 生活環境部 環境課
 〒051-8511 室蘭市幸町1番2号
 E-mail: kankyou@city.muroran.lg.jp 電話：0143-22-1481
 FAX: 0143-22-7148

回																				
覧																				

PCB 円卓会議だよりや監視円卓会議資料は、北海道および室蘭市のホームページでもご覧いただけます。 令和6年2月発行 **第60号**

PCB円卓会議だより

北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議だより



第60回 北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議を開催

令和5年12月22日、PCB処理情報センターにおいて第60回監視円卓会議を開催しました。会議には、学識経験者、団体委員、公募委員の計13名の委員のほか、オブザーバーとして、環境省、近隣自治体、JESCOなど関係者が出席し、処理の進捗状況やトラブル事象、モニタリング測定結果等について説明が行われ、これらに関する質疑や意見交換が行われました。



● 会議の概要

- 議事録について**
令和5年7月26日に開催された第59回監視円卓会議の議事録が承認されました。
- 北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について**
JESCOから施設の稼働状況、PCB廃棄物の処理事業の現況、トラブル事象等やモニタリング測定結果について報告がありました。

- これまでの監視円卓会議での課題に対する報告等について**
各所より、これまでの監視円卓会議での課題に対する報告がありました。
- その他**
環境省から北海道及び室蘭市に要請を行った、JESCOによるPCB廃棄物の今後の処理方針について説明がありました。

北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について

処理の進捗状況

令和5年10月末までの処理実績は、次のとおりです。

当初施設 (脱塩素化分解処理)	変圧器類		コンデンサー類	
	登録数	処理台数	登録数	処理台数
	4,129台	4,121台(99.8%)	69,779台	69,647台(99.8%)

※処理台数及び処理重量は、試運転物を含む ※登録数は令和5年10月末現在※前回(令和5年5月末)の進捗率 変圧器:99.3% コンデンサー:99.6%

増設施設 (プラズマ溶融分解処理)	登録重量	処理状況			
		安定器	小型電気機器	感圧複写紙等	処理量計
	10,988,966kg	9,184,535kg	385,127kg	569,365kg	10,139,027kg(92.3%)

※合計数は試運転物を含む ※登録重量は1都1道18県内の登録重量、令和5年10月末現在 ※前回(令和5年5月末)の進捗率:89.4%

トラブル事象について

- ・前回の円卓会議(令和5年7月26日)以降、北海道及び室蘭市に報告し、公表したトラブル事象(区分I~IV)は2件でした。
- ・令和5年6月以降の不具合事象と不具合事象未済の件数は次のとおりです。
- ・詳細につきましては、北海道PCB処理情報センターで公表しています。

前回の監視円卓会議以降に報告・公表したトラブル事象

事象	発生日	区分
1,(増設) 協力会社作業員が固形物処理室5の床面清掃後に熱中症発症	8月4日	IV
2,(当初) 第2蒸留塔供給槽オートストレーナ液張中、エア抜き弁に接続したブレードホースからの第2再生溶剤漏洩	10月20日	IV

不具合事象報告件数等について

期間	不具合事象件数		不具合事象未済件数		報告・公表日
	当初	増設	当初	増設	
令和5年6月1日~30日	4	3	0	2	7月10日
7月1日~31日	2	3	0	3	8月10日
8月1日~31日	2	2	0	1	9月11日
9月1日~30日	0	0	0	2	10月10日
10月1日~31日	2	2	0	2	11月10日

年度別報告状況(※R5はR5年10月末時点)

区分		H20-26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
		不具合事象	当	409	27	47	25	17	16	12	5	9
増	32		13	11	9	22	17	15	37	23	11	190
不具合事象未済	当	457	35	35	23	24	7	10	12	8	0	611
	増	58	13	19	23	14	28	17	16	22	13	223

環境モニタリング結果について

北海道、室蘭市及びJESCOでは、処理施設からのPCB等の排出状況や周辺環境モニタリングを実施しています。排出源モニタリング及び周辺環境モニタリングでは全ての項目で目標値・基準値の超過はありませんでした。

これまでの監視円卓会議での課題に対する報告等について

増設施設における水銀対策について

R5.2.14実施の排出源モニタリングにおいて水銀の結果が基準超過にはならないが、高い測定値が得られた事について、再発防止策を報告していたが、「協議中」又は「準備中」などであった4点について実施状況等についてJESCOより報告がありました。

○北海道から関係都県市へ保管事業者に対する周知指導の徹底を依頼

・北海道より、7.31に、関係都県市に対して、水銀廃棄物等の混入防止の依頼文書を出し、8.31に第52回広域協議会にて、再周知を実施。

○吹き込み活性炭の変更

・10.26に水銀除去能力のある活性炭を混合した製品に変更。

○活性炭の交換基準について

・活性炭の含有水銀濃度15mg/kgに設定。この交換基準付近まで濃度が上昇したら活性炭交換の手配をする。

○排出管理目標値を超過した時の対応方法の整理について

・定期モニタリングで排出管理目標値を超過した場合の対処フローを作成。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程について

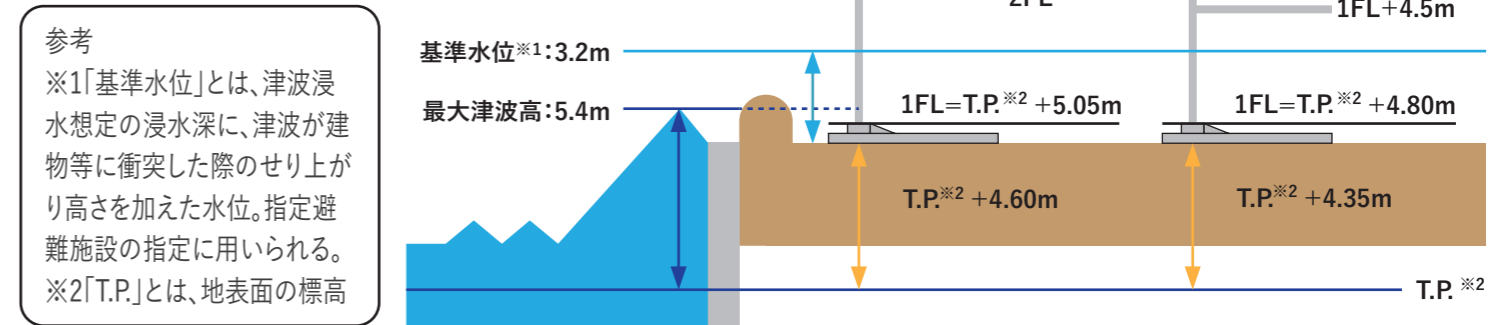
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程に対するご意見についてJESCOより説明がありました。

(1)北海道PCB処理事業所における津波の想定高さ等を確認すること。

・公表されている「津波浸水想定区域図」で海岸町の最大津波高は5.4m、「津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書」で事業所周辺の基準水位※1は1.1m~3.2mとなっている。

(2)津波が発生した場合における事業所職員等の避難場所について報告すること。

- ・当初施設 2階見学者ホール及び3階運転会社休憩室
- ・増設施設 3階見学者ホール及び4階運転会社休憩室
- ・状況に応じて統括防災管理者が指示する場所



JESCOによるPCB廃棄物の今後の処理方針について

環境省より北海道及び室蘭市に対して、令和5年12月21日に行った要請についての説明がありました。

要請の概要

- 北九州・大阪・豊田事業エリアでは、令和5年度で事業を終了する。
- 上記事業エリアでの受入終了後に新たに高濃度PCB廃棄物が発見された場合には令和7年度末までの間、受入可能な範囲で、JESCO北海道事業所で処理を行いたい。
- 今後新たに発見される高濃度PCB廃棄物の量はわずかと見込んでいる。
- さらなる処理期限の延長は考えていない。